

新旧対照表

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱</p> <p style="text-align: right;">平成3年11月26日 管第537号 <u>最終改正 平成7年3月31日 管第773号</u></p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 適正な契約の締結 注文者及び受注者は、工事の開始に先立ち、中央建設業審議会勧告に係る建設工事標準下請契約約款、<u>社団法人全国建設業協会・建設工業経営研究会制定・建設省計画局建設業課認定に係る工事下請基本契約約款又は社団法人静岡県建設産業会議所制定・県土木部認定に係る工事下請契約約款</u>により下請契約を締結するものとする。なお、請負人は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合において、<u>静岡県工事執行規則第2条</u>に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が求めたときは、同規則第15条に定める下請負人通知書を、当該下請契約書の写しを添付のうえ、遅滞なく契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 建設業退職金共済組合への加入の促進等 <u>請負人は、当該下請負人通知書に係る工事に携わる建設業者の建設業退職金共済組合への加入の促進及び被共済者への退職金共済証紙の交付の徹底に努めるものとする。</u> <u>この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われるよう協力するものとする。</u> <u>なお、請負人は、下請負人通知書を提出する場合には、当該通知書に係る工事において請負人が購入した退職金共済証紙の受払簿の写しを、工事完成届の提出と同時に契約担当者に提出しなければならない。</u></p> <p>第6～第7 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成3年11月26日から施行する。 2 静岡県発注建設工事ににかかる元請下請関係適正化対策要綱（昭和59年1月18日付け管第505号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成7年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱</p> <p style="text-align: right;">平成3年11月26日 管第537号 最終改正 令和3年9月21日 建経業第173号</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 適正な契約の締結 注文者及び受注者は、工事の開始に先立ち、中央建設業審議会勧告に係る建設工事標準下請契約約款又は一般社団法人全国建設業協会制定に係る工事下請基本契約約款等により下請契約を締結するものとする。なお、請負人は、工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合において、静岡県建設工事執行規則第2条に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）が求めたときは、同規則第15条に定める下請負人通知書を、当該下請契約書の写しを添付のうえ、遅滞なく契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第4 (略)</p> <p>第5 建設業退職金共済制度への加入の促進等 請負人は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、当該工事に携わる建設業者の建設業退職金共済制度への加入の促進及び適正履行の確保に努めるものとする。この場合において、請負人以外の注文者は、加入の促進等が的確に行われるよう協力するものとする。 また、請負人は、請負代金額が100万円以上の工事について、掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後40日以内）に、契約担当者に提出しなければならない。 あわせて、請負人は、当該工事において請負人が購入した退職金共済証紙の受払簿の写し及び掛金充当実績総括表を、工事完成届の提出と同時に契約担当者に提出しなければならない。</p> <p>第6～第7 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この要綱は、平成3年11月26日から施行する。 2 静岡県発注建設工事ににかかる元請下請関係適正化対策要綱（昭和59年1月18日付け管第505号）は、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成7年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</u></p>

別紙様式 (用紙 日本工業規格 A 4 縦型)

下 請 取 引 責 任 者 通 知 書

年 月 日

様

住 所
請負人 商号又は名称
氏 名

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第6に基づく下請取引責任者を下記の通り選任したので、通知します。

記

工 事 名
下請取引責任者職氏名

別紙様式 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

下 請 取 引 責 任 者 通 知 書

年 月 日

様

住 所
請負人 商号又は名称
氏 名

静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第6に基づく下請取引責任者を下記の通り選任したので、通知します。

記

工 事 名
下請取引責任者職氏名